

議案第21号

大阪市民生委員の定数を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数を定めるものとする。

(民生委員の定数)

第2条 民生委員の定数は、220以上440以下の世帯につき1人の民生委員を置くことを基準として、地域の実情を考慮して市規則で定める数とする。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

民生委員法に基づき、民生委員の定数を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

民生委員法（抄）

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

2 省 略